

京都市上下水道局告示第35号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規定第9条第2項第1号及び第3号の規定に基づき代表者及び営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成27年8月21日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

滋賀県大津市衣川一丁目40番地19号

株式会社池田工業所

代表取締役 池田 尚記

2 変更事項

(1) 代表者の変更

池田 和巳から池田 尚記に変更

(2) 営業所所在地の変更

宇治市木幡熊小路43番地の5から宇治市伊勢田町中ノ荒60番地18に変更

(上下水道局下水道部管理課)